

中土佐町農業委員会 会議事録

(令和3年度第5回 総会)

1. 開催日時： 令和3年9月30日（木） 午後1時30分 ～ 午後2時10分
その他を含めると午後2時15分終了

2. 開催場所： 大野見振興局 2階大会議室

3. 出欠委員：

農業委員

農地利用最適化推進委員

役職・番号	名前	出席	欠席
会長	西岡 英男	○	
会長職務代理者 1番	政岡 妙	○	
2番	岩本 隼夫	○	
3番	下元 和恵	○	
4番	政岡 富生	○	
5番	政岡 直文	○	
6番	山岡 正治	○	
1番	有澤 明男	○	
2番	岩崎 憲二	○	
3番	黒原 美一	○	
4番	下元 勲	○	
5番	田上 敦之	○	
6番	野村 正幸		○
7番	正岡 裕二		○
8番	山本 孝志	○	
合計		13人	2人

4. 議事日程： 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（2件）
第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（1件）
第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（2件）
第4号議案 非農地証明願について（1件）
第5号議案 農用地利用集積計画の作成について（1件）
その他1 地区委員からの報告及び提案等
その他2 事務局からの諸連絡等

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 山崎 正明
事務局（書記） 小松 舞

6. 議事参与の制限：

該当あり 第1号議案2 政岡 直文委員

議長	それでは令和３年度の第５回総会を始めます。慎重にご審議のうえ適正なご決定を頂きたいと思います。
議長	出席委員は１５名中１３名で総会は成立しております。議事録署名人ですが私の方から指名させて頂くことにご異議、御座いませんか。 『異議無し』
議長	異議なしということですので指名をさせていただきます。１番、政岡 妙委員さん。２番、岩本 隼夫委員さん。よろしくお願いします。
議長	第１号議案の１「農地法第３条の規定による許可申請」についてです。 事務局より説明をお願いします。
事務局	【議案書の朗読及び説明】 許可判断については、意見書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。
議長	説明が終わりました。現地確認の有澤 明男委員さんが欠席の為、事務局から何かありましたらお願い致します。
事務局	はい、申請地はきちんと管理されており、特に問題はないと思います。
議長	これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。 ただちに小休とします。 【小休中】
議長	正場に戻します。質疑は御座いませんか。 【発言無し】
議長	質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。
議長	採決を致します。第１号議案１、「農地法第３条の規定による許可申請」について、許可することにご異議は御座いませんか。 『異議無し』
議長	異議なしということなので、第１号議案の１は許可されました。
議長	第１号議案の２「農地法第３条の規定による許可申請」についてですが、中土佐町農業委員会規定第１１条により、政岡 直文委員は議事に参与する事ができませんので、この案件の間、退席して別室にて待機してください。 事務局より説明をお願いします。
事務局	【議案書の朗読及び説明】 許可判断については、意見書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。
議長	説明が終わりました。現地確認の岩本 隼夫委員さん、何かありましたらお願い致します。

岩本 隼夫委員

はい、譲受人は以前からこの申請地を借りていましたが、今後も耕作していくという事で売買する様にしました様です。申請地はきちんと管理されており特に問題はないと思います。

議長

これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。ただちに小休とします。

【小休中】

議長

正場に戻します。質疑は御座いませんか。
【発言無し】

議長

質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。

議長

採決を致します。第1号議案の2、「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することにご異議は御座いませんか。

『異議無し』

議長

異議なしということなので、第1号議案の2は許可されました。それでは、政岡 直文委員を呼んでください。
【政岡 直文委員着席】

議長

政岡 直文委員に申し上げます。全員一致で承認されました。

議長

続きまして第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請」についてです。
事務局より説明をお願いします。

事務局

【議案書の朗読及び説明】
許可判断については、意見書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

説明が終わりました。現地確認の黒原 美一委員さん何かありましたらお願い致します。

黒原 美一委員

はい、現地は家に隣接した農地です。他人に迷惑をかけるような場所ではなく、特に問題はないと思います。

議長

これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。ただちに小休とします。

【小休中】

議長

正場に戻します。質疑は御座いませんか。
【発言無し】

議長

質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。

議長

採決を致します。第2号議案、「農地法第4条の規定による許可申請」について、許可することにご異議は御座いませんか。

『異議無し』

議長

異議なしということなので、第2号議案は許可されました。

議長

続きまして第3号議案1「農地法第5条の規定による許可申請」についてです。

事務局より説明をお願いします。

事務局

【議案書の朗読及び説明】

許可判断については、意見書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

説明が終わりました。現地確認の黒原 美一委員さん何かありましたらお願い致します。

黒原 美一委員

はい、現地は家に隣接した農地です。他人に迷惑をかけるような場所ではなく、特に問題はないと思います。

議長

これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。ただちに小休とします。

【小休中】

議長

正場に戻します。質疑は御座いませんか。

【発言無し】

議長

質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。

議長

採決を致します。第3号議案1、「農地法第4条の規定による許可申請」について、許可することにご異議は御座いませんか。

『異議無し』

議長

異議なしということなので、第3号議案1は許可されました。

議長

続きまして第3号議案2「農地法第5条の規定による許可申請」についてです。
事務局より説明をお願いします。

事務局

【議案書の朗読及び説明】

許可判断については、意見書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

説明が終わりました。現地確認の政岡 富生委員さん何かありましたらお願い致します。

政岡 富生委員

はい、現地は住宅に囲まれた場所にある農地です。特に他人に迷惑をかけるような場所ではなく、問題はないと思います。

議長

これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。ただちに小休とします。

【小休中】

議長

正場に戻します。質疑は御座いませんか。

【発言無し】

議長

質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。

議長

採決を致します。第3号議案2、「農地法第5条の規定による許可申請」について、許可することにご異議は御座いませんか。

『異議無し』

議長

異議なしということなので、第3号議案2は許可されました。

議長	続きまして第4号議案「非農地証明願」についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。
事務局	【議案書の朗読及び説明】 許可判断については、調査書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。
議長	説明が終わりました。現地確認の黒原 美一委員さん、何かありましたらお願い致します。
黒原 美一委員	現地は随分前から竹やぶになっており、耕作できる状況ではないので地目の適正化が妥当だと思います。
議長	これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。 【発言無し】
議長	質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。
議長	採決を致します。第4号議案「非農地証明願」について、許可することにご異議は御座いませんか。 『異議無し』
議長	異議なしということなので、第4号議案は許可されました。
議長	続きまして第5号議案の1から2「農用地利用集積計画の作成」については関連がありますので、まとめて審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。
事務局	【議案書の朗読及び説明】 許可判断については、調査書のとおりで、許可要件を満たしている以上です。
議長	説明が終わりました。現地確認の下元 勲委員さん、何かありましたらお願い致します。
下元 勲委員	借受人は以前から耕作されている方で管理もきちんとされておりますので、問題はないと思います。
議長	これより質疑を始めます。質疑御座いませんか。 ただちに小休とします。 【小休中】
議長	正場に戻します。質疑は御座いませんか。 【発言無し】
議長	質疑が無いようですので、質疑を終了して採決に移りたいと思います。
議長	採決を致します。第3号議案の2から4「農用地利用集積計画の作成」について、許可することにご異議は御座いませんか。 『異議無し』

議長	異議なしということなので、第3号議案の2から4は許可されました。
議長	以上をもちまして、令和3年度第3回総会を閉会致します。引き続きその他の案件に移ります。

署名委員 署名欄	

その他 1

地区委員からの報告及び提案等

特になし

その他 2

事務局からの諸連絡等

来月の総会日程の確認

農地法第3条許可申請 調査書

1. 個人情報

	項目	住所	名前
貸付人・譲渡人	譲渡人		
借受人・譲受人	譲受人		

2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会		議案番号	調査日
令和3年度第5回 総会		第 1-1 号	令和3年9月16日
総評	農地法第3条第2項における要件に該当しており、許可基準を満たしていると判断できる。		
特記事項			

3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	
3年3作方針の未達成	該当しない	
移動先が町外農家の場合、他市町村の農地の状況は確認できているか。	該当しない	

4. 農地第3条第2項における不許可要件の確認

項目	調査結果	判断理由
①全部効率要件 (2項1号)	該当しない	経営規模に対して保有機械、従事日数、農作業に従事する家族等の状況より、効率的利用ができるものと考えられる。
②農地所有適格法人以外の法人 (2項2号)	該当しない	個人のため、適用無し
③信託 (2項3号)	該当しない	信託ではないので、適用無し。
④農作業常時従事 (2項4号)	該当しない	今後、耕作する者は160日農作業をする計画があり、今後、従事すると見込まれる。耕作内容より妥当である。
⑤下限面積 (2項5号)	該当しない	権利移動後の耕作面積は5,099㎡であり、1,000㎡を超える。
⑥転貸禁止 (2項6号)	該当しない	転貸にはあたらない。
⑦地域調和 (2項7号)	該当しない	下記には該当していないことが認められる。 ・農地の面的利用の分断 ・他の農業者の水利の阻害 ・地域の営農体系の阻害 ・共同防除等の支障 ・極端な借賃による借賃市場の暴騰

担当委員：	正岡 裕二委員
作成：	事務局 小松 舞

農地法第3条許可申請 調査書

1. 個人情報

	項目	住所	名前
貸付人・譲渡人	譲渡人		
借受人・譲受人	譲受人		

2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会		議案番号	調査日
令和3年度第5回 総会		第 1-2 号	令和3年9月16日
総評	農地法第3条第2項における要件に該当しており、許可基準を満たしていると判断できる。		
特記事項			

3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	
3年3作方針の未達成	該当しない	
移動先が町外農家の場合、他市町村の農地の状況は確認できているか。	該当しない	

4. 農地第3条第2項における不許可要件の確認

項目	調査結果	判断理由
①全部効率要件 (2項1号)	該当しない	経営規模に対して保有機械、従事日数、農作業に従事する家族等の状況より、効率的利用ができるものと考えられる。
②農地所有適格法人以外の法人 (2項2号)	該当しない	個人のため、適用無し
③信託 (2項3号)	該当しない	信託ではないので、適用無し。
④農作業常時従事 (2項4号)	該当しない	今後、耕作する者は275日農作業をする計画があり、今後、従事すると見込まれる。耕作内容より妥当である。
⑤下限面積 (2項5号)	該当しない	権利移動後の耕作面積は4,319㎡であり、1,000㎡を超える。
⑥転貸禁止 (2項6号)	該当しない	転貸にはあたらない。
⑦地域調和 (2項7号)	該当しない	下記には該当していないことが認められる。 ・農地の面的利用の分断 ・他の農業者の水利の阻害 ・地域の営農体系の阻害 ・共同防除等の支障 ・極端な借賃による借賃市場の暴騰

担当委員：	岩本 隼夫委員
作成：	事務局 小松 舞

農地法第 4 条第1項の規定による許可申請書に係る意見書

令和 3 年 9 月 30 日

中土佐町 農業委員会会長 西岡 英男

申請に係る事項	申請者の住所等	譲渡人 (申請者)					(氏名)		外 名	
		譲受人 ()					(氏名)			
	申請に係る土地	所在地番	高知県高岡郡中土佐町							
		地目別面積	田	14㎡のうち9 ㎡	畑	㎡	採草放牧地	㎡	その他	㎡
		10a当り平均収穫高	田	kg	畑	kg	採草放牧地	kg	その他	
	申請に係る土地の所在区域	市街化区域 ・ 市街化調整区域 ・ その他の区域								
事業計画	用途(住宅用地・工場用地等 具体的に記載すること)	墓地の設置								
	工事計画	着 工 許可日 から 完 了 永久								

農地転用に 関する許可 基準からみた 意見	農地の区分		その他の農地(第2種農地)				申 請 条 項	条 項	農 地	採草 放牧地	その他
	許可基準に定める農地の 区分の該当事項		運用通知第2の1(1)の力の(7)								
	該当事項とした判断理由 (申請に係る農地の営農条件 及び周辺の市街地化の 状況を記載すること)		申請地は、山に囲まれた集落に接続する農地で、営農条件は悪い。申 請者が所有する農地で、転用目的を達成するための代替えの農地は ない。また、生産力の低い農地と認められ、転用を実施することによる 営農条件への影響はきわめて低い。								
	転用候補地内の 農地の区分別面積 およびその割合	面積	甲種農地	第1種農地	その他	計					
		割合									
	検 討 事 項		意 見		意見決定の理由						
	1 農地の区分と転用目的		適 当	不 適 当	公共投資がされ ていない生産性 の低い農地と認 められる						
	2 資力及び信用		適 当	不 適 当	事業計画に對し て、問題は認め られない。						
	3 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意 の有無		あ り	な し							
	4 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性		確 実	不 確 実	計画は具体的で ある。						
	5 行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み		確 実	不 確 実	不確実の指導を 受けていない。						
	6 農地以外の土地の利用見込み		確 実	不 確 実							
	7 計画面積の妥当性		適 当	不 適 当	事業内容に對し て、妥当といえ る。						
	8 宅地の造成のみを目的とする場合には、その妥 当性		適 当	不 適 当							
	9 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無		な し	あ り	転用目的と申請地 の状態により、支 障なしと認められ る。						
10 一時転用である場合には、その妥当性		適 当	不 適 当								
11 法令(条例を含む。)により義務付けられている 行政庁との協議の進捗状況		終 了	未 了	墓地の経営許可は 申請中							

農地法 関連する 手続	手 続 の 状 況			
	法 第 1 8 条	合意解約	法第18条第6項 通知書受領済	当事者 協議中
		その他	未受付	検討中

処 理 経 過	申 請	令和 3 年 9 月 3 日		
	農業委員会受付	令和 3 年 9 月 3 日		
	意見決定	令和 3 年 9 月 30 日		
	知事に送付	令和 3 年 9 月 30 日		
	指令書接受	平成 年 月 日		
	知事の処分	許 可	一部許可	不許可
条件付		無条件		
平成 年 月 日				

特定土地改良事業等関係	事業の種類	事業施行者	施行面積	申請地に関係する面積	施行時期	申請地に関係する 土地改良財産
	該当なし					

申請に係る土地と都市計画との関係	都市計画区域決定の有無	計画区域内 ・ 計画区域外 (告示 昭和 50 年 2 月 28 日)	
	都市計画法第8条の地域 地区の決定	地域地区の種類	
		決定なし	

申請に係る土地と 農業振興地域整備計画との関係	農業振興地域決定の有無	振興地域内 ・ 振興地域外 (告示 昭和 49 年 3 月 30 日)	
	農用地区域決定の有無	農用地区域内 ・ 農用地区域外 (決定 平成 24 年 4 月 25 日)	

総合意見	立地基準及び一般的基準を満たしており、許可相当と考えられる。 転用を実施することによる周辺農地の営農条件への影響はきわめて低い。		
許可が相当と認められる場合に付すべき条件	特になし		

都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無	有 ・ 無
----------------------------	------------------

意見の概要	
-------	--

農地法第 5 条第1項の規定による許可申請書に係る意見書

令和 3 年 9 月 30 日

中土佐町 農業委員会会長 西岡 英男

申請に係る事項	申請者の住所等	譲渡人 ()					(氏名)		外 名		
		譲受人 ()					(氏名)				
	申請に係る土地	所在地番	高知県高岡郡中土佐町								
		地目別面積	田	m ²	畑	26 m ²	採草放牧地	m ²	その他	m ²	
		10a当り平均収穫高	田	kg	畑	100 kg	採草放牧地	kg	その他		
	申請に係る土地の所在する区域	市街化区域 ・ 市街化調整区域 ・ その他の区域									
事業計画	用途(住宅用地・工場用地等具体的に記載すること)	墓地									
	工事計画	着 工 許可日 から 完了 許可日から永久年間									

農地転用に 関する許可 基準から みた意見	農地の区分		第2種農地				申請 事項	条 項	農 地	採草 放牧地	その他
	許可基準に定める農地の区分の該当事項		運用通知第2の1のオの(ア)								
	該当事項とした判断理由 (申請に係る農地の営農条件及び周辺の市街地化の状況を記載すること)		申請地は、山に囲まれた集落に接続する農地で、農業振興地域内にあるが、農用地ではない。営農条件は悪く、転用目的を達成するための代替えの農地はない。また、生産力の低い農地と認められ、転用を実施することによる営農条件への影響はきわめて低い。								
	転用候補地内の農地の区分別面積およびその割合	面積	甲種農地	第1種農地	その他	計					
		割合			26.00 m ²	26.00 m ²					
	検 討 事 項		意 見		意見決定の理由		法 第 4 条	所有権に基づく転用	m ²		
								その他 ()	m ²		
	1 農地の区分と転用目的 申請土地が甲種農地、第1種農地又は第2種農地である場合において、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときは、その理		適 当	不 適 当	公共投資がされていない生産性の低い農地と認められる。			所有権移転	26.00 m ²	m ²	
	2 資力及び信用		適 当	不 適 当	事業計画に対して、問題は認められない。			賃借権設定・移転	m ²	m ²	
	3 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無		あ り	な し	計画は具体的である。		法 第 5 条	地上権設定・移転	m ²	m ²	
	4 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性		確 実	不 確 実	不確実の指導を受けていない。			その他 ()	m ²	m ²	
	5 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み		確 実	不 確 実	事業内容に対して、妥当といえる。			手 続 の 状 況			
	6 農地以外の土地の利用見込み		確 実	不 確 実	転用目的と申請地の状態により、支障なしと認められる。		農地法関連する 手続	法第18条第6項通知書受領済	当事者協議中		
	7 計画面積の妥当性		適 当	不 適 当	墓地の経営許可は申請中			法第18条	合意解約	未受付	検討中
	8 宅地の造成のみを目的とする場合には、その妥当性		適 当	不 適 当			処 理 経 過	申請	令和 3 年 8 月 27 日		
9 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無		な し	あ り			農業委員会受付		令和 3 年 8 月 27 日			
10 一時転用である場合には、その妥当性		適 当	不 適 当			意見決定		令和 3 年 9 月 30 日			
11 法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		終 了	未 了			知事に送付		令和 年 月 日			
特定土地改良事業等関係		事業の種類	事業施行者	施行面積	申請地に関係する面積	施行時期	申請地に関係する土地改良財産				
		該当なし									
申請に係る土地と都市計画との関係		都市計画区域決定の有無	計画区域内 ・ 計画区域外 (告示 昭和 50 年 2 月 28 日)								
		都市計画法第8条の地域地区の決定	地域地区の種類		決定なし						
申請に係る土地と農業振興地域整備計画との関係		農業振興地域決定の有無	振興地域内 ・ 振興地域外 (告示 昭和 49 年 3 月 30 日)								
		農用地区域決定の有無	農用地区域内 ・ 農用地区域外 (決定 平成 24 年 4 月 25 日)								
総合意見		立地基準及び一般的基準を満たしており、許可相当と考えられる。 当該農地がある場所は、道路沿いにある倉庫の裏(北側)にあり、北側に擁壁、西側には物置きがある。転用を実施することによる周辺農地の営農条件への影響はきわめて低い。									
許可が相当と認められる場合に付すべき条件		特になし									

都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無	有 ・ 無
意見の概要	

農地法第 5 条第1項の規定による許可申請書に係る意見書

令和 3 年 9 月 30 日

中土佐町 農業委員会会長 西岡 英男

申請に係る事項	申請者の住所等	譲渡人 ()					(氏名)		外 名									
		譲受人 ()					(氏名)											
	申請に係る土地	所在地番	高知県高岡郡中土佐町															
		地目別面積	田	m ²	畑	216 m ²	採草放牧地	m ²	その他	m ²								
		10a当り平均収穫高	田	kg	畑	kg	採草放牧地	kg	その他									
		申請に係る土地の所在する区域	市街化区域 ・ 市街化調整区域 ・ その他の区域															
	事業計画	用途(住宅用地・工場用地等具体的に記載すること)	宅地(一般住宅)															
		工事計画	着工 許可日 から 完了 許可日から永久年間															
	農地転用に 関する許可 基準から みた意見	農地の区分		第2種農地						申請 条 項	農地 法 第 4 条 法 第 5 条	条 項	農 地	採草 放牧地	その他			
		許可基準に定める農地の区分の該当事項		運用通知第2の1のオの(ア)														
該当事項とした判断理由(申請に係る農地の営農条件及び周辺の市街地化の状況を記載すること)		申請地は、山に囲まれた集落に接続する農地で、農業振興地域内にあるが、農用地ではない。 営農条件は悪い。転用目的を達成するための代替の農地はない。また、生産力の低い農地と認められ、転用を実施することによる営農条件への影響はきわめて低い。																
転用候補地内の農地の区分別面積およびその割合		面積	甲種農地	第1種農地	その他	計												
		割合																
検 討 事 項		意 見		意見決定の理由														
1 農地の区分と転用目的		適 当	不 適 当	公共投資がされていない生産性の低い農地と認められる。 事業計画に対して、問題は認められない。 計画は具体的である。 不確実の指導を受けていない。 事業内容に対して、妥当といえる。 転用目的と申請地の状態により、支障なしと認められる。														
2 資力及び信用		適 当	不 適 当															
3 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無		あ り	な し															
4 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性		確 実	不 確 実															
5 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み		確 実	不 確 実															
6 農地以外の土地の利用見込み		確 実	不 確 実					農地法関連する手続										
7 計画面積の妥当性		適 当	不 適 当					手 続 の 状 況										
8 宅地の造成のみを目的とする場合には、その妥当性		適 当	不 適 当					法第18条第6項通知書受領済	当事者協議中									
9 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無		な し	あ り					法第18条	合意解約	未受付	検討中	送付済						
10 一時転用である場合には、その妥当性		適 当	不 適 当					その他										
11 法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		終 了	未 了					申請	令和 3 年 8 月 27 日									
特定土地改良事業等関係		事業の種類	事業施行者	施行面積	申請地に関係する面積	施行時期	申請地に関係する土地改良財産											
		該当なし																
申請に係る土地と都市計画との関係		都市計画区域決定の有無	計画区域内 ・ 計画区域外 (告示 昭和 49 年 3 月 30 日)															
		都市計画法第8条の地域地区の決定	地域地区の種類															
			決定なし															
申請に係る土地と農業振興地域整備計画との関係		農業振興地域決定の有無	振興地域内 ・ 振興地域外 (告示 昭和 49 年 3 月 30 日)															
		農用地区域決定の有無	農用地区域内 ・ 農用地区域外 (決定 昭和 49 年 3 月 30 日)															
総合意見		立地基準及び一般的基準を満たしており、許可相当と考えられる。 排水は、集落排水に接続する。 転用を実施することによる周辺農地の営農条件への影響はきわめて低い。																
許可が相当と認められる場合に付すべき条件		特になし																

都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無	有 ・ 無
意見の概要	

非農地証明願い 調査書

1. 個人情報

	住所	名前
申請者		

2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会	議案番号	調査日
令和3年度第5回 総会	第 4 号	令和3年9月21日
総評	高知県農地法関係事務処理要領第12の2(1)に該当するため、証明できると判断できる。	
特記事項	特になし	

3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業振興地域の農用地であるか。	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	

4. 高知県農地法関係事務処理要領第12の2(1)における証明の対象の確認

項目	調査結果	判断理由
ア 農地法が施行された日（昭和27年10月21日）よりも前から非農地であった土地	左記項目の ウ に該当する	現地は、昔より原野として使用されており、証明対象と判断できる。
イ 自然災害による災害地等で農地への復旧ができないと認められる土地		
ウ 昭和27年10月21日以降農地であった土地で、耕作不適耕作不便などやむを得ない事情によって10年以上耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと認められる土地		
エ 昭和27年10月21日以降、人為的に転用した土地で、転用事実行為から既に20年以上経過しており、その開発行為及び建築行為などにつき、他法令の許認可を受けているか又は、受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地		
オ 規則第32条第1号に該当する農業用施設等に転用された土地		
カ その他農地転用許可を要しない事案等で転用行為が完了している土地		

担当委員：	黒原 美一委員
作成：	事務局 小松 舞